

請 願 書

(請願名)

健康保険証を廃止せず存続を求める国への意見書提出方請願

紹介議員

米沢市議会議員

高橋 壽

〃

我妻 徳雄

〃

島貫 宏幸

〃

〃

〃

〃

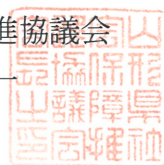
〃

請願者住所 〒990-2331 山形市飯田西 1-2-30
山形県民主医療機関連合会気付

氏 名 (団体の場合は団体名及び代表者名)

山形県社会保障推進協議会

会 長 高木 紘一



電 話 023 (631) 3327

令和 6 年 5 月 27 日

米沢市議会議長 様

様式 13 - 2

(請願の要旨又は理由)

政府は現行の健康保険証を令和 6 年 12 月に廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化しマイナンバー保険証に一本化するとしています。

山形県社会保障推進協議会が 1 月から 2 月初めにかけて県内の約 840 の病院・診療所にアンケートを実施したところ、約 270 ヶ所より回答が寄せられました。その結果によると、トラブルの有無については約半数の病院・診療所でトラブルが「あった」と回答しており、「設備の不具合によりマイナ保険証を読み取れなかった」との回答が最多で 38.3%にのぼりました。トラブルへの具体的な対応の設問では「従来の健康保険証で資格確認した」が 52.2%と最多となっています。このことは、従来の保険証を廃止した場合、資格確認を行うすべがなくなる可能性を示唆しています。また、従来の健康保険証を今年 12 月に廃止する政府の方針については、「廃止すべきでない」と「延期すべき」を合わせて 77.8%に及んでいます。また、資格確認ができなかったため、医療費をいったん 10 割患者に請求したとの回答もありました。

さらに、能登半島地震のように災害・停電等によるシステム障害の際には、マイナ保険証では被保険者情報が券面で確認できず、有効なものとは言えません。

令和 7 年には、マイナ保険証以外に、従来の保険証が廃止以降 1 年間は利用可能となる他、「資格確認書」、「マイナ保険証＋資格情報のお知らせ」(オンライン資格確認の設備を設置できない医療機関の場合)、「顔認証用マイナンバーカード」、「マイナポータル PDF の写し＋マイナンバーカード」(機器故障時)、「被保険者資格申立書」、「スマホマイナンバーカード」(現在 android200 機種対応)、「新マイナンバーカード」など 8 通りにも及ぶパターンが生じることになります。これほどの個人認証方法がともなえば、各保険組合や自治体の事務負担が爆発的に増大するばかりでなく、これにかかるコストは莫大なものになることは必至です。デジタル化によって行政の効率化をはかるという目的とは真逆の事態となります。

この間、マイナ保険証の利用率はわずか 4%～5%台です。国民にとっても医療機関にとってもメリットがないからです。それでも、多くのトラブルが発生しており、このまま従来の健康保険証を廃止することにより、上記のような幾通りもの認証方法が生ずれば、保険組合や医療現場は大混乱をきたし、誰もが医療をうけられる国民皆保険制度の根幹が大きく揺らぎ、必要な医療にアクセスできなくなる事態も生まれかねません。また、個人情報保護の観点からも、情報流出・漏洩などの重大な懸念もぬぐえません。

以上のことから、国に対して①マイナ保険証の運用について、トラブルが起こらない抜本的なシステムを構築すること、②マイナ保険証と並行して、現行の紙の保険証を廃止せず使用できるようにすることを要望します。

地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。